



地域福祉計画策定会議だより

〔問い合わせ先〕
電話：(03) 3647-4152
メール：c-keikaku@city.koto.lg.jp

発行
福祉部福祉課
地域福祉担当
VOL.1
2020.6.1

このお便りは、地域福祉計画策定会議の開催を延期している間、委員の皆さまと、地域福祉計画に関する情報や区の考え方をできる限り共有したいと思い作成しました。お気づきの点などありましたら、何でも結構ですので、ご意見をお寄せいただけますと幸いです。

地域福祉計画って何でしょう？

高齢者福祉とか、児童福祉という言葉は皆さん聞いたことがあると思いますが、では、「地域福祉」って何でしょう？

色々と言いはあると思いますが、一例を挙げると、地域福祉とは、「地域における住民の生活に関連する多種・多様な課題の解決に向けての政策・制度や専門職の実践、住民による活動、あるいはそれらの連携やネットワークづくりなど、さまざまな取り組みの総称」とされています。

また、このような地域福祉の機能として「住民のくらしをまもる機能」と「住民間のつながりをつくる機能」の2種類があります。「住民のくらしをまもる機能」とは、困難な状況に置かれている人を大切にする支援を実践することで、「住民間のつながりをつくる機能」とは、人を大切にする地域に変えていく実践のことです。

(松端克文 著「地域の見方を変えると福祉実践が変わる」ミネルヴァ書房 p19～23)

つまり、困りごとを抱える方々を行政や地域のみんなで支えたり、そのような活動ができる社会に変えたりしていく取り組みが「地域福祉」だと私たちは理解しています。地域福祉計画は、このような取り組みを行っていくための計画です。

地域福祉計画は、「社会福祉法」という法律に基づき、市区町村が作る計画です。江東区ではこれまで作ってきませんでしたが、「地域福祉」の実践のためにとっても大切なものと考え、初めて作ることにしました。



どうして計画を作るのでしょうか？

日本の社会が昔と比べて大きく変わってきていると思いませんか？例えば核家族が一般的になったり、地域での結びつきが希薄になったり……。このような変化を背景にして、全国で“孤独死”や“虐待”など、悲しい事件が起きています。また、よく行政は“縦割り”って言われますよね。福祉の窓口も「高齢者」「障害者」「こども」というように、「対象者ごと」「制度ごと」に分かれています。だから、例えば小さなお子さんを育てながら親の介護も抱えている場合など、いろいろな分野にまたがる複雑な問題の場合、別々に相談しなければいけなくなります。あるいは、いわゆる「ゴミ屋敷」とか、そもそもどこの窓口で相談すればいいの？ってことになります。

現状では、こういう社会の変化やさまざまな問題に対してスムーズに対応するのは難しいです。このような現状を変え、「誰一人取りこぼさない社会」を作りたいと願い、昨年度策定した江東区長期計画（令和2～11年度）では、対象者別の縦割りを排し、既存制度の狭間にいる方も含めて、生活上の困難を抱えるあらゆる方に対して総合的に支援を行うことを目指すこととしました。総合的な支援を行うためには、地域社会の結びつきが弱まり、縦割り行政になっている現在の状況のままでは、限界があると思います。そこで、江東区長期計画では、今後の江東区のあるべき姿として、「行政内部の各部署のつながり」「地域社会のつながり」「行政と地域のつながり」という3つの面でのつながりを作る、ということをやっています。

先ほど地域福祉のお話をしましたが、地域福祉の実践のためには「3つのつながり」を作っていくことが必要だと思っています。「3つのつながり」を具現化するための設計図が地域福祉計画です。江東区を誰一人取りこぼさない社会にしていくために地域福祉計画が必要なのです。

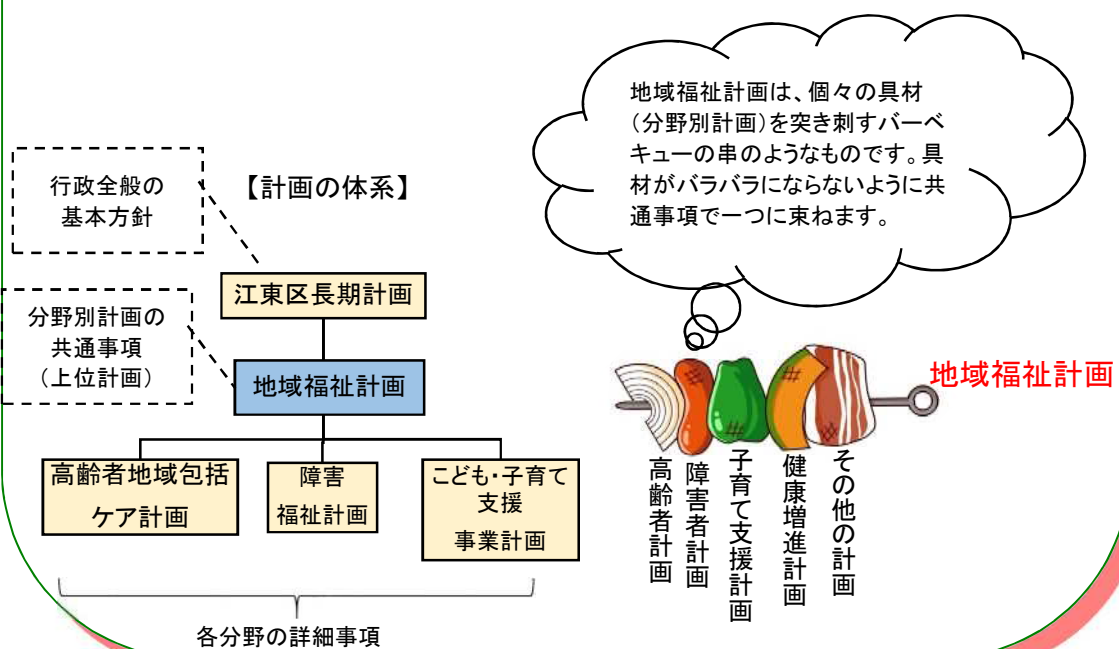


福祉の計画っていろいろありますよね？



江東区では、いろいろな計画を作っています。福祉の分野でも、既にたくさんの計画を作っています。例えば、高齢分野の「高齢者地域包括ケア計画」、障害分野の「障害福祉計画」、こどもの分野の「こども・子育て支援事業計画」などです。これらの分野別計画には、分野ごとの「事業の方向性」や「施設整備の計画」などが書かれています。では、どうして新たに地域福祉計画を作るのでしょうか？地域福祉計画は、既存の分野別の計画と何が違うのでしょうか？

地域福祉計画の根拠になっている社会福祉法では、地域福祉計画は既存の分野別計画の“上位計画”という位置付けになっています。上位計画とは、既存の計画に共通して関わってくるような事柄が書かれている計画という意味です。先ほど「3つのつながり」を作ると言いましたが、例えば行政内部のつながりや地域の結び付きの仕組みなどは、高齢者の分野でも、こどもの分野でも同じように必要になるものです。これが共通して関わるもの、という意味で、言ってみれば、縦割りになっている分野別計画に共通する事項という“串”を刺すことで、統一した考え方で分野別計画を束ねるようなものです。地域福祉計画は、分野別計画のように個別分野の事業の見込みを書くものではありません。縦割りを排し、つながりを作るためには、このような今までの計画にない位置付けを持った計画が必要なのです。



一緒に作りましょう！

地域福祉計画は、江東区に「3つのつながり」を作るための設計図です。私たちは地域のつながりを大事に考えていますので、策定委員の皆さんの他にも、できるだけ多くの区民の皆さまのご意見を伺いながら作っていきます。

みんなでいい計画を作っていきましょう！



編集後記

“地域福祉計画策定会議だより” 如何でしたでしょうか？

新型コロナウイルスの影響で、5月に開催する予定でした第1回地域福祉計画策定会議が概ね今年の夏頃まで延期されることになりました。第1回会議では、地域福祉計画の目的や必要性など、「そもそも」のお話をさせていただく予定にしていました。今回計画策定が延期されたことを受けて、第1回会議までの期間を有効に活用して、事務局である福祉部が考えている地域福祉計画の「そもそも」について委員の皆さまにお伝えさせていただきます。

会議が開催できるようになりましたら、改めてご説明させていただきますが、それまでの間、このお便りで皆さまとコミュニケーションを図っていければと思います。

福祉部では、3週間に1回ぐらいの間隔で、この後2回“地域福祉計画策定会議だより”を発行する予定です。第2回は「地域福祉計画で何を指すのか?」。第3回では「地域福祉計画をどのように作っていくのか?」についてお伝えする予定です。また、いただいたご意見等も次号にてご紹介したいと考えています。

今後ともよろしくお祈いします！(^^)



地域福祉計画策定会議だより

〔問い合わせ先〕
電話：(03) 3647-4152
メール：c-keikaku@city.koto.lg.jp

発行
福祉部福祉課
地域福祉計画担当
VOL.2
2020.6.23

このお便りは、地域福祉計画策定会議の開催を延期している間、委員の皆さまと、地域福祉計画に関する情報や区事務局の考え方をできる限り共有したいと思い作成しました。お気づきの点などありましたら、何でも結構ですので、ご意見をお寄せいただけますと幸いです。

地域福祉計画により何をを目指す？

今後10年間の区政指針である「江東区長期計画」において、区は**地域共生社会**※の実現に向け、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築し、適切な支援を行うことを方針として明記し、そのための取組として以下3点を挙げています。

- ① 社会福祉協議会等との一層の連携強化による地域福祉推進体制の強化
- ② 行政内部、地域社会、行政と地域の3つのつながり作り
- ③ 地域主体による見守り体制の構築を支援し、住民同士で支えあう活動を促進

こうした取組を進めることにより、困りごとを抱える方を、行政や社協等の機関、地域のみんなで支え、また支えられた方もできる範囲で誰かを支え、必要とする方が包括的な支援を受けることができる社会に江東区を変えていきたいと考えています。

※地域共生社会とは…

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)



国はどんな計画を求めているのでしょうか？



社会福祉法第107条や国の策定ガイドラインには、地域福祉計画に盛り込むべき事項として以下の点が示されています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ⑥ その他 社会福祉協議会の基盤の整備強化等

区において、上記①～⑤の事項について具体的な内容を示すとともに、⑥その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要があります。

①は、平成30年度の改正の際に新たに追加された項目で、各福祉分野が連携することにより、一層効果的・効率的できめ細かな取組の推進が期待されています。以下は例示の一部です。

- ・ひきこもりなど、現在の制度の狭間にある課題への対応
 - ・複数の分野にまたがる複雑な福祉課題にまとめて対応できる相談体制の構築
 - ・居住や就労に課題を抱える者への横断的な支援
 - ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援
 - ・市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者の権利擁護
 - ・高齢者・障害者・こどもに対する虐待への統一的対応や家庭への支援 など
- ※例示のほか地域の実情に応じて追加可能

社会福祉法の改正について

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のため、社会福祉法の一部が改正され(平成30年4月1日施行)、それまで市区町村の任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務となり、また、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項等が追加されました。

さらに、最近では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第201回国会に提出され、令和2年6月5日に参議院で可決、成立し、6月12日に公布されました。これは、市区町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」から成る「重層的支援体制整備事業」の創設を柱とし、この事業により、補助金を通じて市区町村等の包括的支援体制構築に関し創意工夫ある取組を支援するというものです。



「3つのつながり」とはどのようなものでしょう？

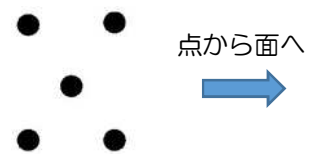
区が目指す「3つのつながり」作りとは、「庁内・関係機関のつながり」、「地域のつながり」、「行政と地域のつながり」のことです。このつながり作りのために、区が実施することとして以下のようなものを想定しています。

「庁内・関係機関のつながり」は、庁内総合相談窓口の整備や福祉と各分野（医療・保健・教育・住宅など）との連携等です。複雑化する生活課題に対し、丸ごとの支援を行うためには行政内部の従来の縦割りを排し、スピーディで確実な連携を図る必要があります。

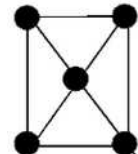
「地域のつながり」は、地域の助けあいや見守り体制の構築、地域活動の拠点整備等です。核家族化や地域コミュニティの希薄化が叫ばれて久しいですが、地域のことは地域で解決することも必要です。行政や社協等の関係機関だけでは解決が難しいこともあります。地域住民や関係者のつながりをより確かなものにし、暮らしていきやすい地域社会に変えていくことが重要です。

「行政と地域のつながり」は、協働における区の基本的な姿勢です。行政の得意とすることと、地域の持つ強みを合わせ、相互に補完する形で地域共生社会の実現に向けて連携していきたいと考えています。

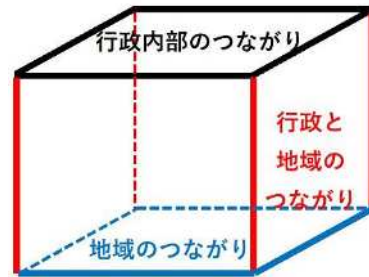
《「3つのつながり」イメージ》



点から面へ



面から立体へ



【点の福祉】

関係する各課や地域の団体等が個別に事業を実施（それぞれの関係者が対策を講じていますが、「つながり」はありません）

【面の福祉】

行政内部等で関係各課が連携した組織的な事業展開（組織間の「つながり」はありますが、「行政内部」、「地域内部」とどまっており、「重層的な支援」にはなっていません）

【立体的な福祉】

組織の枠を超えた「つながり」により、重層的できめ細かな支援が可能になります

※地域福祉計画では立体的な福祉のあり方を目指していきます。

編集後記

“地域福祉計画策定会議だより” いかがでしたでしょうか？

今回は国が地域福祉計画に求めることを中心に、この計画により何を指すのかについて事務局の認識をお伝えさせていただきました。直近の法改正により、包括的な支援体制整備に向けた動きが本格化してきました。江東区地域福祉計画策定会議でも活発な議論を行っていただければと思います。

新型コロナウイルスに関連して、先日インターネットに作家の五木寛之さんの「コロナ後は三散の時代がやってくる」という記事が出ていました。三散とは、分散、拡散、逃散（ちょうさん：中近世に行われた農民の抵抗手段。税率等に反発し村を挙げて耕作を放棄し他領等へ逃げること）のことだそうです。氏曰く、ナショナリズムや各国の独自路線等に見られる「分散」や偽情報の「拡散」など、こうした動きはすでに世界中で表出しているが、コロナを契機にこの変化が加速するだろうとのこと。また、日常生活では、欧米諸国に見られるハグ等の挨拶や、名刺交換や握手といった習慣が大きく変わり、その意味でコロナの後遺症は100年という単位で続いていくと記事は結ばれています。

確かに、今後ソーシャルディスタンスやアクリル板の設置等、「人との物理的な距離をとる」ことが求められるのは事実です。でも、当然ながら私たちが暮らす社会には、周囲からの寄り添った支援を必要とする方が大勢いらっしゃると思います。地域福祉計画を策定し包括的な支援体制を整備しようとしている私たちには、三散の社会ではなく、三密を上手に避けながら「つながり」の仕組みを作ることが求められています。ポストコロナの時代の地域福祉のあり方については、他自治体の既存の地域福祉計画には載っていません。その意味では、全く新しい視点を持った計画となるかもしれません。一事務局職員として、この先の議論がどのようなものになっていくか不安もありますが期待も大いにあります。

長くなってしまいましたが、ここまでお付き合いいただきありがとうございました。第3回では「地域福祉計画をどのように作っていくのか？」についてお伝えする予定です。また、いただいたご意見等も次号にてご紹介したいと考えています。

今後ともよろしくお願いいたします！



地域福祉計画策定会議だより

【問い合わせ先】
電話：(03) 3647-4152
メール：c-keikaku@city.koto.lg.jp

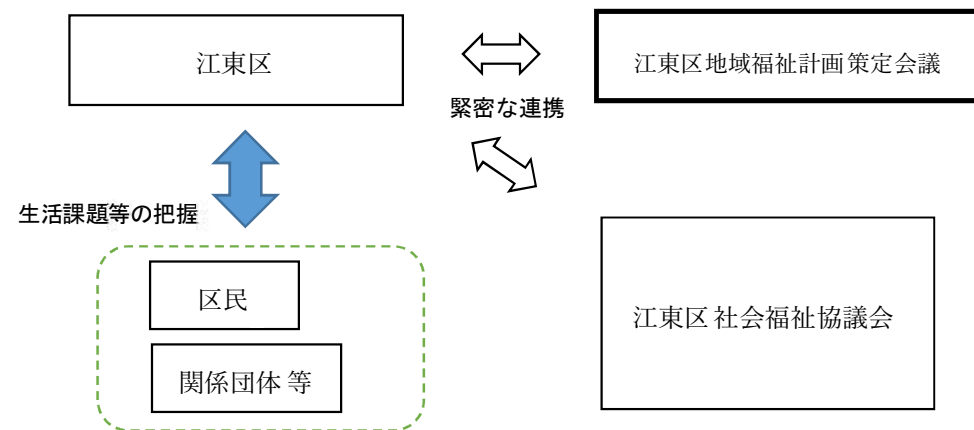


このお便りは、地域福祉計画策定会議の開催を延期している間、委員の皆さまと、地域福祉計画に関する情報や区事務局の考え方をできる限り共有したいと思い作成しました。お気づきの点などありましたら、何でも結構ですので、ご意見をお寄せいただけますと幸いです。

計画策定の体制について

今回は、地域福祉計画をどのように作っていくかについて、事務局の案をお伝えできればと思います。

まず、策定の体制は以下の図のように考えています。



厚生労働省の策定ガイドラインによると、地域福祉計画は、区民参加により区民が抱える生活課題等を明確にした上で、様々な関係者との協議により、課題を解決していくための取組や体制、目標設定等の方針を決めていくものとされています。

区民アンケート等の調査により、区民が抱える課題や江東区の福祉の問題点などを明らかにし、それらを解決していく方策について、「江東区地域福祉計画策定会議」の専門的な見地からの意見や区民意見等をいただきながら、みんなで作っていきたいと考えています。また、地域課題の把握や課題解決に向けた支援等の活動により、江東区の地域福祉の推進に大きな役割を果たしている江東区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携・整合を図ることもとても大切です。計画の策定過程から社会福祉協議会と緊密に連携しながら検討を進めていきます。

コロナ禍での計画策定について

区民参加による課題把握と言っても、残念ながら、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点からは、ワークショップや懇談会のような、大勢の人が集まって活発に議論する場を設けることは適切ではありません。

そこで、事務局としましては、「こうとう区報」や区のホームページを活用し、生活課題等について広く区民意見をお聞きすることを考えています。当初、ワークショップを開催し直接意見交換を行う予定であったテーマ「区民の皆さんが抱える生活上の課題と解決の方向性」について、全区民に対し紙面を通じて意見募集を行います。

区民が抱える生活課題や江東区の福祉課題については、ほかにも、区民アンケート（無作為抽出の区民3,000名に択一方式の調査票を送付）や関係団体アンケート（自由記述。必要に応じヒアリング）、区及び社協職員への課題認識調査等を実施し、今年度末にかけて整理・集約していく予定です。

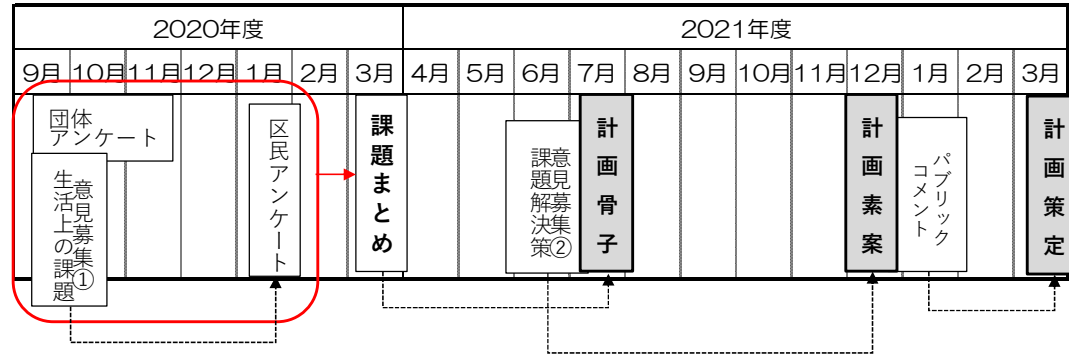
地域福祉計画策定会議についても、委員の皆さん全員で直接向かい合って活発な議論ができればそれに越したことはありませんが、今はそれも難しい状況です。ご希望の方にはリモートでの会議出席も可能なようにしていますのでご活用ください。とは言え、web会議の環境整備について、区ではまだスタートしたばかりで、今後回数を重ねることで質の向上を図っていきたいと思います。



裏面もご覧下さい

計画策定スケジュールについて

策定までの工程は下図のような流れを想定しています。



令和2年度は、区民アンケートや団体アンケートなどいくつかの調査を行い、その結果を踏まえ区民が抱える生活課題や江東区の福祉課題を整理します。

具体的な流れは、9月に行う意見募集①や団体アンケートにおいて寄せられた意見内容を、1月に実施する区民アンケートの設問に反映します。区民アンケートを含む全ての調査結果を踏まえて、江東区の福祉課題として年度末にまとめ、本策定会議に報告します。

令和3年度は、整理された課題の解決策について検討を進め、夏に計画の骨子案※1、12月に計画素案※2、年度末に計画を策定する予定です。

令和3年6月には、意見募集②として、江東区の福祉課題解決のための具体案について区民意見の募集を行い、ここで寄せられた意見を素案に反映します。素案が固まったらパブリックコメントを実施し、その結果を反映し計画の完成となります。

地域福祉計画策定会議については、令和2年度は3回程度、令和3年度は4回程度開催することを想定しています。委員の皆様には、この一年半の間お付き合いいただき、多くの意見を頂戴できれば大変ありがたく思います。

※1 骨子案…各調査結果を踏まえた、「計画のテーマ」、「課題」、「今後の検討の方向性」等
 ※2 素案…課題解決の具体策を含めた計画案

編集後記

暫くぶりの発行となりました“地域福祉計画策定会議だより”いかがでしたでしょうか？当初予定していたワークショップの中止に伴う代替手法の検討やスケジュール調整に少し時間がかかってしまいました。お便りが遅くなってしまい、申し訳ございませんでした。

コロナ禍での計画策定について、区民と直接話をする場を持つことが難しいのであれば、コロナが収まるまで計画策定を延ばせばいいのでは？という意見もあるかもしれません。確かに、多少の期間延期して、このウイルスの感染が落ち着いてから存分に議論して作ることができれば素晴らしいと思います。ですが、現段階では、いつこのウイルスが収束し、人が密集するイベントの積極的な開催が受け入れられる世の中になるか全く予測が付きません。地域福祉計画策定を延期し、改善策を見送っている間も、問題は悪化していきます。であるなら、新しい手法にチャレンジしながらできることをやっていく、コロナの時代の福祉をあえて今みんなで考えていく、そういった姿勢も大切かもしれません。この間、事務局ではそんな議論がありました。

“地域福祉計画策定会議だより”はひとまず今号で完結とさせていただきます。

これまでお付き合いいただきありがとうございました。

委員の皆様には、これまでの“地域福祉計画策定会議だより”や会議当日の説明を踏まえ、活発な意見交換をいただければ幸いです。

まだまだ暑い日は続きますが、体調には十分ご注意ください。次は9月7日、会議室（web含む）でお会いできることを楽しみにしています！

